② 中継DBの具体的な機能について

オンラインによる保険資格の確認については、医療機関等からの資格確認の要求を、中継DBを経由して各保険者のデータベースにアクセスさせることで行う。

年金記録やレセプト等の情報を閲覧する際にも、各保険者が有する情報にアクセスすることになるが、各保険者のデータベースに個人が直接アクセスすることは利用者にとって不便であり、また、セキュリティ上も脅威が高まることから、中継DBの仕組みを利用することにより、利用者の閲覧要求を中継する機能を持たせることが可能と考えられる。

上記に加え、中継DBにおける自分のデータへのアクセス記録を保存することとし、その記録を自分自身で中継DBのリンク機能を活用してポータルを通じて確認できる仕組みとすることで、不正アクセスによる盗み見等の不安を払拭するとともに不正を抑止する仕組みとすることが可能となる。

また、中継DBを利用することで、各制度における保険者間や制度をまたがる保険者間の情報連携を円滑かつ安全に行うことができ、事務の効率化が可能となる。

中継DBはこれらの機能を有するが、次世代電子行政サービス構想における「行政情報の共同利用支援センター(仮称)」や電子私書箱(仮称)構想における「電子私書箱(仮称)プラットフォーム」は、中継DBと類似の機能を持つものと考えられることから、これらについては、重複した投資を避け、共通の基盤として構築することを目指すべきである。

なお、このように、中継DBを置く仕組みとすることは、カードを使って新たなサービスを利用できるようにする際に、中継DBに新たなサービスに関するデータベースへのリンクを持たせることでその機能を拡張することが可能であり、ICチップ内に新たなアプリケーションを書き込む必要はないことから、将来的なカードの用途拡大に対応しやすい仕組みと言うことができる。

2.2 仮定の検証

2.1では、仮置きではあるが、社会保障カード(仮称)の仕組みのイメージを示した。今後は、平成23年度中を目途とした社会保障カード(仮称)の実現に向け、この「仮置き」の仕組みについて、課題を洗い出すとともに、対応策を検討する必要がある。

厚生労働省は、平成 21 年度に、社会保障カード(仮称)に関する実証実験を行う予定であるが、その実施に当たっては電子政府等の関連する取組との連携を図るとともに、実証実験の実施状況や結果、サービスの体験者等の声を踏まえ、I Tの利用に不慣れな方等、様々な利用者への配慮が必要であることについても留意しながら、社会保障カード(仮称)の仕組みがより良いものとなるよう検討を進めていくことが必要である。

3. 年金記録等の閲覧について

現在、利用者が、各保険者の保有する自らの情報を取得する場合は、年金・ 医療・介護等取得を希望する情報の種類によって、それぞれ当該情報を保有す る保険者に対して請求を行う必要がある。

オンラインによる年金記録等の情報閲覧⁴機能は、社会保障カード(仮称)の主要な機能の一つであるが、2.で述べた仕組みを活用すれば、利用者は、閲覧する情報によってそれを提供する保険者が様々であることを意識することなく、ワンストップで必要な情報にオンラインでアクセスすることができる。ここでは、2.で述べた仮置きの仕組みに基づき、社会保障カード(仮称)を用いたオンラインによる年金記録等の情報閲覧の具体的な仕組みについて、セキュリティの確保や利用者の利便性を考慮しながら述べる。

なお、1.3で述べたように、社会保障カード(仮称)の仕組みに基づく情報閲覧を可能とするためには、その前提として、情報を提供する各保険者の環境整備(閲覧用データベースの整備、情報の標準化・可視化等)が必要となることに留意が必要である。

(1) 情報閲覧に関するセキュリティ上の要件と対策

社会保障に関する情報はプライバシー性の高いものが多く、特に、年金記録や特定健診情報等は、健康保険証等に記載されている保険資格情報と比べ

⁴ パソコン等の端末と社会保障カード(仮称)を使って、自宅などで、オンラインで保険者のデータベースにアクセスし、自分の情報を端末の画面上に表示して確認すること及び当該情報を取得することをいう。

て特に機微な情報であることから、自宅などからオンラインでこれらの情報を閲覧することができるようにするためには、セキュリティ確保のための措置を講じるとともに、オンライン上で厳格な本人確認を行うことが必要不可欠である。

オンライン上での厳格な本人確認については、既存の仕組みを最大限に活用し、費用対効果に優れた仕組みとする観点から、現在、電子申請において安全性と信頼性が確保された電子署名を行うための手段を提供している公的個人認証サービスを利用する方法等を検討する必要がある。

なお、公的個人認証サービスについては、利用サービスの拡大に向けた取組のひとつとして、オンライン認証の実現に関する検討が行われる予定であり、検討を進めるに当たっては、その動向にも留意する必要がある。

また、その他セキュリティ確保のための要件と対策としては、以下のものが考えられる。

【セキュリティ上の要件と対策】

- ① 正しいカードが、正しい所有者によって利用されていることの確認 端末や中継DB等のシステムが、カードの正当性の確認を行う等の措置 をとるとともに、本人確認の観点からは、カードの所有者に、暗証番号 (PIN) の入力等を求めることが望ましい
- ② 改ざんなどがない状態で正しい情報が確認できること 閲覧情報へのアクセス履歴を保存・確認することや、情報の登録・更新 を行う者の正当性を確認する等の措置をとる
- ③ 悪意のある者や不正な機器からの攻撃に耐えられること カードが、端末や中継DB等のシステムの正当性を確認するとともに、 情報の暗号化やウイルス対策等を行うことが必要である

なお、これらの対策を講じた上で残るリスクや課題について、誰がどのように対処するかということに関しては、費用対効果の観点も含め、引き続き、総合的に検討を行う。

(2)情報閲覧の具体的な仕組みのイメージ

・ 関策者本人であることを中継DBI 受付させ、保険者に取り次ぎさせる ・ 何の情報を閲覧するかを画面上から選択

年金記録等の閲覧の仕組みのイメージ

図3:年金記録等の閲覧の仕組みのイメージ

利用者がオンラインで年金記録等の情報閲覧を行う際、年金・医療・介護等閲覧を希望する情報の種類によって、異なる保険者のデータベースにアクセスすることは不便であるとともに、保険者のデータベースに直接アクセスすることは、たとえそれが閲覧用のデータベースであっても、セキュリティ上の脅威を増大させる可能性がある。また、各保険者のデータベースそれぞれにセキュリティ対策を施すことが必要となり、システムコストが増大する可能性がある。

利用者

このため、利用者と各保険者のデータベースの間に、例えば、中継DBの機能を利用することで利用者の閲覧要求を中継する機能を持つ仕組み(ここでは差し当たり、「マイページポータル(仮称)」とする。)を置く方法が考えられる。

これについては、「これまでの議論の整理」において、「社会保障ポータル (仮称)」としていたが、将来的には、一つのポータルで、社会保障分野以 外の分野に関する情報の入手や行政機関に対する各種オンライン申請等 様々なサービスを提供できるようにすることが望ましいため、ここでは、社 会保障分野に限定されない呼称を用いることとする。 このようなマイページポータル(仮称)が、利用者の閲覧要求を中継することにより、セキュリティ上の不安が小さくなるとともに、利用者にとっても、ワンストップで様々な情報にアクセスできるようになるため、利便性の向上を図ることができる。

さらに、マイページポータル (仮称) を通じて、保険者が利用者に対し個々の状況に応じた情報提供を行うなど、利用者に対するきめ細かなサービスも可能となる。

ただし、提供される情報の具体的な内容については、利用者の利便性や提供される情報の機密性を考慮しつつ、今後検討を行う必要がある。

なお、レセプトの開示については、現行制度の下では非開示となるレセプトもある⁵ことから、具体的な開示の仕組みについては、今後検討を行う必要がある。

⁵ 健康保険組合が、医療機関等の意見を踏まえ、レセプトを開示することによって、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第25条第1項第1号に規定する「本人の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ」があると判断した場合(例えば、不治の病であることを本人が知ることにより、本人の精神的・身体的状況を悪化させるおそれがあるような場合)には、当該レセプトが非開示となることがある。

4. 医療等の現場での活用について

4.1 ICカードの機能を使用した医療保険資格確認

(1) I Cカードの機能を使用したオンラインによる医療保険資格の確認 現在想定している仕組みに基づき、医療機関等を受診した際の社会保障カード(仮称)を用いたオンラインによる医療保険資格の確認方法のイメージを下図に示す。

オンラインによる医療保険資格の確認方法のイメージ

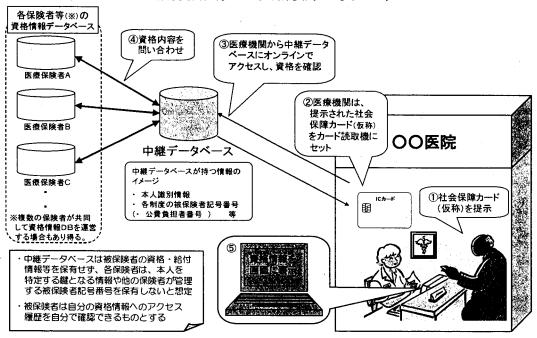


図4-1:オンラインによる医療保険資格の確認方法のイメージ

「これまでの議論の整理」でも述べたとおり、医療機関の窓口で本人確認のための暗証番号の入力を患者である利用者本人に求めることは、急患で利用者本人に意識がない場合や医療機関の窓口業務への支障を考慮すると、困難であると考えられる。

したがって、セキュリティ上の観点から、利用者による暗証番号の入力無くオンラインでの資格確認を行うためには、医療機関職員が、券面の情報により正しいカードであること、及び提示した本人のカードであることを確認した上で、医療機関職員の認証を行う必要がある。

医療機関職員の認証を行う際の方法としては、

- ① 個々の医療機関職員を中継DBが認証する方法、あるいは
- ② 医療機関のシステムが個々の医療機関職員の認証を行い、中継DBが医療機関を認証する方法
- の2つが考えられる。 この点については
- ① 国家資格を持つ医療従事者を認証する基盤
- ② 国家資格を持たない医療機関職員を認証する基盤
- ③ 医療機関を認証する基盤

などの認証基盤の適切な組み合わせによって安全性を確保する必要がある。 なお、利用者本人の管理する暗証番号を利用せずに医療保険資格の確認を 行う場合には、暗証番号によって本人確認を行う場合と比較して本人確認の 程度が低下することから、年金情報など他の社会保障情報への不正なアクセ スを防ぐために、暗証番号を入力しないで確認する秘密鍵と暗証番号を入力 して確認する秘密鍵を区別することを検討する必要がある。

(2) I Cカードの機能を使用したオンラインによる医療保険資格確認の実現 により顕在化する課題と回避策

現在、就職・離職や転居等により医療保険資格の取得・喪失があった場合、 その事由を一定期間内に医療保険者に届け出なければならないこととされ ている(健康保険法の場合5日以内、国民健康保険法の場合14日以内等)。 社会保障カード(仮称)のICカードの機能を使用してオンラインで医療 保険資格の確認を行う場合、

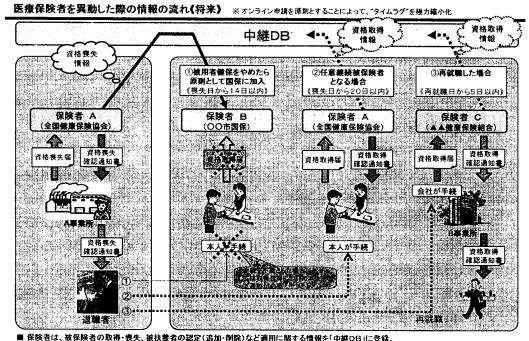
- ・ 医療保険資格の取得・喪失事由等が発生してから実際に保険者に対して 届出がなされるまで、又は、
- ・ 保険者が届出を受理してから保険者DBや中継DBの情報が更新される まで

の間には、一定のタイムラグが発生するため、医療機関等がICカードの機能を使用してオンラインで中継DBにアクセスした際に、常に正しい情報を取得することができるとは限らないという課題が存在する。

⁶ 医療保険資格の取得・喪失の届出期限によるタイムラグは、現在も存在しているが、通常、 資格喪失時に保険証を回収し、取得時に新たな保険証を交付しているため、大きくは顕在 化していない。社会保障カード(仮称)の場合は、保険者を異動しても同じカードを保有

この課題の回避策としては、例えば次の2つの方法が考えられる。

- ① オンライン申請の拡大など、資格取得・喪失手続の効率化により、情報 更新のタイムラグを減少させる
- ② 保険資格の取得届があったことにより、喪失届がなくても中継DB上の情報を更新する(届出の取得優先)ほか、中継DBを活用した保険者間の情報連携により、国民健康保険の保険者である市町村において、被用者健保の資格喪失後、他の医療保険制度等に加入していない事実を効率よく把握できるようにすることにより、取得届・喪失届が提出されないことによるタイムラグを減少させる。



■ 保険者は、被保険者の取得・喪失、被扶養者の認定(追加・削除)など適用に関する情報を「中継DB」に登録。 (注)保険者から中継DBに送信される「喪失情報」と「取得情報」のタイムラグが生じうることに留意。

図4-2:医療保険者を異動した際の情報の流れ《将来》

なお、これらの方法により一定程度のタイムラグの解消は可能となるが、例えば国民健康保険の場合、資格を取得してから 14 日以内に届け出ればよいこととされており、タイムラグは完全に解消するわけではない。したがって、資格取得・喪失手続の効率化に伴い届出期間自体の見直しが可能かどうか等を含め、こうした届出期間内の資格確認の処理ルール等について更に詳細に検討する必要がある。

し続けるため、この課題が顕在化する。

4. 2 ICカードの機能が使用できない場合の対応

(1)検討の視点

4. 1においては、医療機関等においてネットワーク設備等の環境が整備されており、かつ、正常に使用可能である状況を想定して、医療機関等におけるICカードの機能を使用した医療保険資格の確認方法等を論じてきたが、社会保障カード(仮称)が、医療現場等における利便性を向上させつつ、実現に当たっての混乱を招かないためには、「停電、ネットワークのトラブル、カードの破損等により一時的にICカードの機能が使用できない状況」、「訪問看護・往診の場合等カードが使用できない状況」、「現行の被保険者証等からの移行期間」においても、現行の被保険者証等と同等の運用が継続できるようにすることが重要である。

「これまでの議論の整理」では以下のいずれか(又はその組み合わせ)での対応を選択肢としてあげていたところである。

- ・ 医療保険の資格情報を記載した別紙を交付しておく。
- ・ カード券面に、資格確認やレセプト請求が可能な情報を記載しておく。
- ・ 携帯電話等の携帯端末でICカードを読み取り、資格確認を行う。

(2) I Cカードの機能が使用できない場合に必要な情報

上記に挙げられた「医療保険の資格情報」、「資格確認やレセプト請求が可能な情報」として最低限必要な情報は以下のとおりと考えられる。

- ① 氏名、生年月日
- ② 保険者番号、被保険者証記号番号等
- ③ 被保険者証の有効性(有効期限)
- ④ 給付割合(自己負担割合)

また、実際上の運用を考えれば、カード券面又は別紙に何らかの可視的な番号が記載されている必要があると考えられる。

「何らかの可視的な番号」に関しては、現行の被保険者証記号番号等のほか、保険者の異動があっても変更されない医療・介護の現場で用いられる可視化された識別番号(以下、「保健医療番号(仮称)」という。)を導入し、何らかの方法で被保険者証記号番号等を問い合わせることが考えられる。

(3) 保健医療番号(仮称) について

保健医療番号(仮称)が存在する場合には、一定の環境整備と医療現場の実情に応じた実施方策の検討を必要とするが、当該番号を用いて、保険者番号・被保険者証記号番号等の確認や、保険資格の有効性の確認が可能とな

るでと考えられる。

一方、保健医療番号(仮称)が無い場合には、例えば保険者が判明している場合には、氏名等の基本4情報®で本人識別をするとしても、相当程度の確からしさを求めることが可能であろうが、保険者も不明な場合において、基本4情報によろうとする場合は、同姓同名同住所の例があることや、外字の用い方による不突合が起こる可能性があることから、上記(2)①から④の情報が分かるよう、現行の被保険者証(又は被保険者証と同内容の事項が記載された別紙)を交付し続ける必要がある。

保健医療番号(仮称)の、保険者を異動しても変更されないという性質は、制度・利用者本人の意図しないところで名寄せに使われるなどの懸念が存在することに留意が必要であり、また、それのみをもって全ての課題が解決するものでないにせよ、保健医療サービスに関わる将来的な情報化の基盤としての意義が大きく、また、上記のように保険者や医療機関等の利便性を高めることも事実である。

このため、保健医療番号(仮称)の導入に当たっては、その利用範囲、保 護措置等について、十分な検討が必要と考えられる。

また、患者の自己負担割合など、保健医療番号(仮称)を用いた医療機関からの問合せに関しては、プライバシー保護の観点から留意が必要な場合も想定されるため、制度面での対応の可否も含めた検討が必要である。

なお、現行の被保険者証等から社会保障カード(仮称)への移行期間においては、社会保障カード(仮称)と現行の被保険者証等との併用を可能にすることが必要と考えられる。この移行期間における対応については、カードと紙媒体の混在により生じる保険者及び医療機関等の負担に配慮する観点や、関係者における環境や機器等の整備等も必要となることから、今後更に検討を行っていく必要がある。

(4) その他

本章ではここまで、I Cカードの機能が使用できない場合の健康保険証の 運用について述べてきたところであるが、高額療養費の限度額適用認定証や、 健康保険と併用される各種の公費負担医療の受給者証、介護保険証について は、各制度ごとに受給者証の内容(指定医療機関、給付割合、有効期限など) が異なるため、I Cカードの機能が使用できない場合の対応は、別途検討が 必要と考えられる。

⁷ 具体的方法としては、電話・FAX による問合せ、オンラインによる問合せなどが考えられる。

⁸ 氏名、生年月日、性別及び住所のことをいう。

5. 保険者間等の情報連携について

高額介護合算療養費や出産育児一時金の給付のように、制度や保険者をまたがった調整が必要な事務については、各保険者が、被保険者に対し、他の制度における給付内容等に関する添付書類の提出を求めたり、氏名等の情報をもとに他の保険者等に電話で問い合わせを行ったりする必要があるなど、被保険者にも、保険者にも負担が生じている。

また、これらの給付は、被保険者からの申請に基づいて行われるため、手続漏れにより、本来受けられるはずの給付が受けられないといった事例や、転居・転職等に伴い必要となる保険資格の取得手続を忘れていたことで、本来納付すべきはずの保険料が納付されないといった事例が発生している。

「これまでの議論の整理」においては、こうした課題を解決するための基盤となる中継DBを使った保険者間の情報連携の仕組みのイメージを示したところである。

「これまでの議論の整理」で述べたように、この仕組みについては、

- ・ 適正な情報連携に限定するため、アクセス履歴を残し、本人が自分で確認 できるものとするなど、プライバシー侵害・情報の一元管理に対する不安が 極力解消されるようにすること
- ・ このような仕組みを実現するに当たっての課題にも留意しつつ、運用面での対応や制度的な対応を行うこと

などについて、今後更に検討を行う必要がある。

ところで、医療機関等が、中継DBを経由して、診療報酬請求に必要な情報を各保険者のデータベースから取得することができるようにするためには、利用者が引越や退職等に伴い保険者を異動した際に、各保険者のデータベースや中継DBが保有する当該利用者に関する情報が速やかに更新されることが必要である。

しかしながら、保険資格の取得・喪失事由等が発生してから実際に保険者に対して届出がなされるまで、あるいは、保険者が届出を受理してから保険者のデータベースや中継DBの情報が更新されるまでには、一定のタイムラグが発生するため、医療機関等が常に正しい情報を取得することができるとは限らない。

このタイムラグを極力短くするための方策については、「医療等の現場での利用を念頭に置いた社会保障カード(仮称)の活用シナリオ」において述べられているように、手続漏れや届出の遅延により、いずれの医療保険にも加入し